

事 務 連 絡  
平成27年11月19日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当部長 殿  
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課 企画専門官

「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」  
の活用について

平成27年5月20日、下水道の持続的な機能確保を図ること等を目的に改正下水道法が公布され、維持修繕基準が創設されました。これを受け、今後、予防保全を中心とした戦略的な維持、修繕及び改築により下水道の機能を持続的に確保するとともに、維持、修繕及び改築に係るトータルコストを抑制していく必要があります。

国土交通省では、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン策定検討会」を開催し、本検討会における議論を踏まえ、今般、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。本ガイドラインは、点検・調査の手法やこれらに基づく診断の手法等を解説することにより、下水道施設全体を俯瞰した最適な維持、修繕及び改築の実施手法を選定いただくことを目的にとりまとめたものです。

下水道施設の維持、修繕及び改築に関する計画については、周辺環境や施設特性等を十分に踏まえたうえで、地方公共団体ごとに個別に策定すべきものですが、必要に応じて本ガイドラインを参照しつつ、下水道施設全体を対象とした維持、修繕及び改築に関する計画を策定し、点検・調査から修繕・改築に至るまでの一連のプロセスを計画的に実施していただくようお願いします。

なお、改正下水道法を踏まえ、事業計画の記載事項が維持、修繕及び改築に関する内容を含むものへと拡充されましたが、これらの内容の作成にあたっては、適宜本ガイドラインをご活用下さい。

都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知・助言いただくよう、お願いします。